

**北杜市障害福祉計画
(第4期計画)**

平成27年3月

北杜市

第1章 計画の基本的理念と基盤整備に関する基本的な考え方

(1) 北杜市障害福祉計画（第4期計画）の基本的理念

北杜市障害福祉計画（第4期計画）（以下、「本計画」といいます。）は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するものです。また、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるよう、障害者または障害児（以下「障害者等」という。）の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して策定します。

① 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス、相談支援、障害児支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

② 障害種別にとらわれないサービスの充実と周知の徹底

障害福祉サービスに関し、障害種別によらない一元化されたサービスの充実を図ることはもとより、難病等対象者についても本計画の支援の対象となっている旨の周知を図ります。

③ 地域生活移行、就労支援、地域生活の継続の支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整えます。障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

また、自立を希望する障害者等の生活全般のサポート機能に係る専門性の確保やサービス拠点整備に取り組むとともに、これらのコーディネーターの配置等による体制づくりの必要性を認識し、今後障害者の高齢化・重度化、介護にあたってきた親世代の更なる高齢化や「親亡き後」といった環境変化を見据えた地域生活支援の拠点整備に努めます。

(2) 障害福祉サービスの提供体制の整備に関する基本的な考え方

障害福祉サービスの基盤整備にあたっては、基本理念を踏まえながら、次の基本的な考え方に基づいて平成29年度の目標量を設定します。また、目標達成に向けた障害福祉サービス等の必要量を的確に見込み、その確保のための方策を定め、計画的に実施します。

(基本的な考え方)

① 必要な訪問系サービスを保障

在宅の障害者等がその程度や生活状況に応じて訪問系サービスを利用できるようにサービス提供体制の整備を支援していきます。

② 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障

希望する障害者等が日中活動系サービスを利用できるようにサービス提供体制の整備を支援していきます。

③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域生活における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助を行う住居をいう。以下同じ。）の充実や、自立訓練事業等の推進により、福祉施設への入所または病院への入院から地域生活への移行を進めます。また、障害者等の地域における生活の維持及び継続のための地域生活支援拠点の充実を、地域における関係機関と連携して行っていきます。

④ 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるため、障害者就業・生活支援センターとも協力しながら、地域企業等への協力の要請や啓発活動にも力を入れるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を進めます。

(3) 相談支援の提供体制の整備に関する基本的な考え方

障害者等が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が必要です。

そのため、障害福祉サービスの利用にあたって作成されるサービス等利用計画について、利用者の希望や生活実態等を踏まえながら作成できるような体制の充実に取り組めます。

これらの取組を効果的に進めるために、「北杜市障害者総合支援センター・かざぐるま」を障害者総合支援法第77条の2の「基幹相談支援センター」として位置づけるとともに、事業所、関係機関、峡北地域障害者自立支援協議会と連携を図ることで、障害者等のライフステージに応じた連続性及び一貫性を持った障害福祉サービス提供につながる適切な相談支援が行えるよう努めます。

(4) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

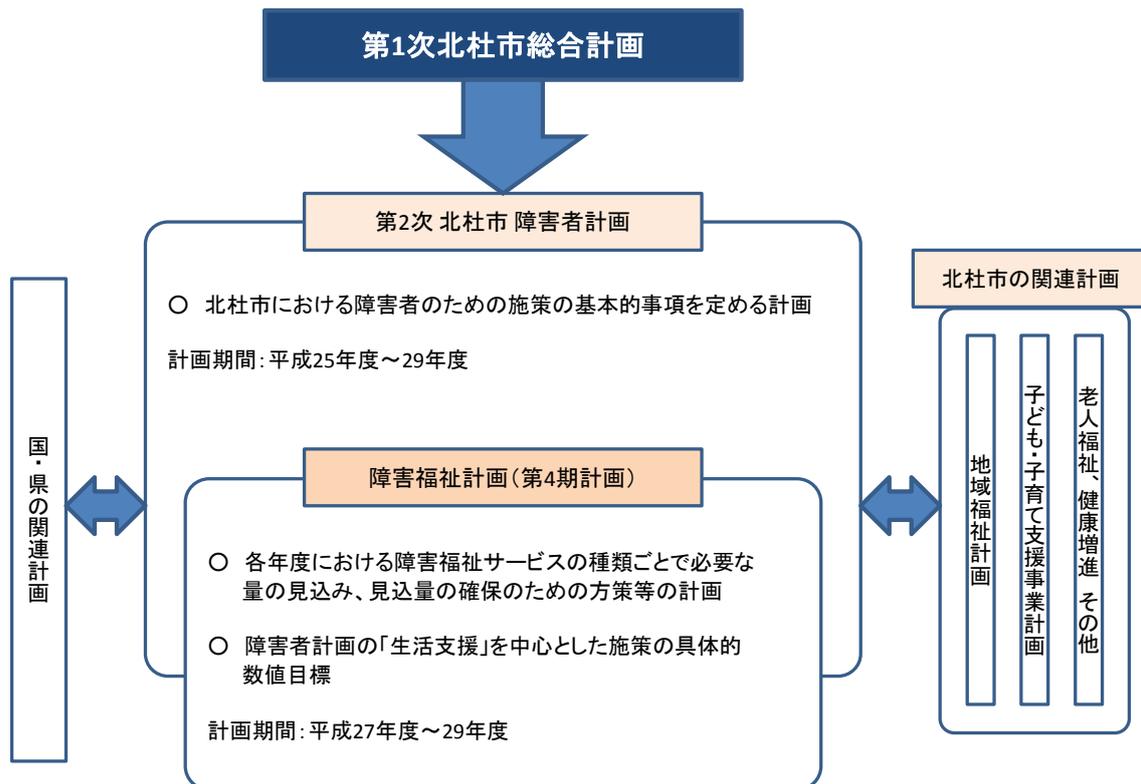
「子ども・子育て支援新制度」の基本となる「子ども・子育て支援法」において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と定められています。

障害児についても、教育、保育等の関係機関との連携を図った上で、障害児及びその家族に対して乳幼児期から学校卒業までにわたる、一貫した支援が必要です。効果的な支援を身近な場所で提供する体制づくりが重要となっています。

本市では、障害児を支援する体制を確保するために、児童福祉法に基づく障害児通所支援の整備についても本計画で扱い、取組を進めるよう努めます。

(5) 本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条の規定による市町村障害福祉計画です。障害者計画中の生活支援分野にかかる、主に実施計画としての位置づけのものとして策定します。また、「北杜市総合計画」、「北杜市障害者計画」に加え、「北杜市地域福祉計画」や、障害児支援の観点から「北杜市子ども・子育て支援事業計画」、高齢の障害者支援の観点から「北杜市介護保険事業計画」などの関連計画と調和が保たれたものとしてします。



(6) 本計画の期間

国が定める「基本指針」(障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号。以下同じ。))において、「障害福祉計画は三年を一期として作成することとする」とされていることから、平成27年度から29年度までの3年間を計画期間とします。

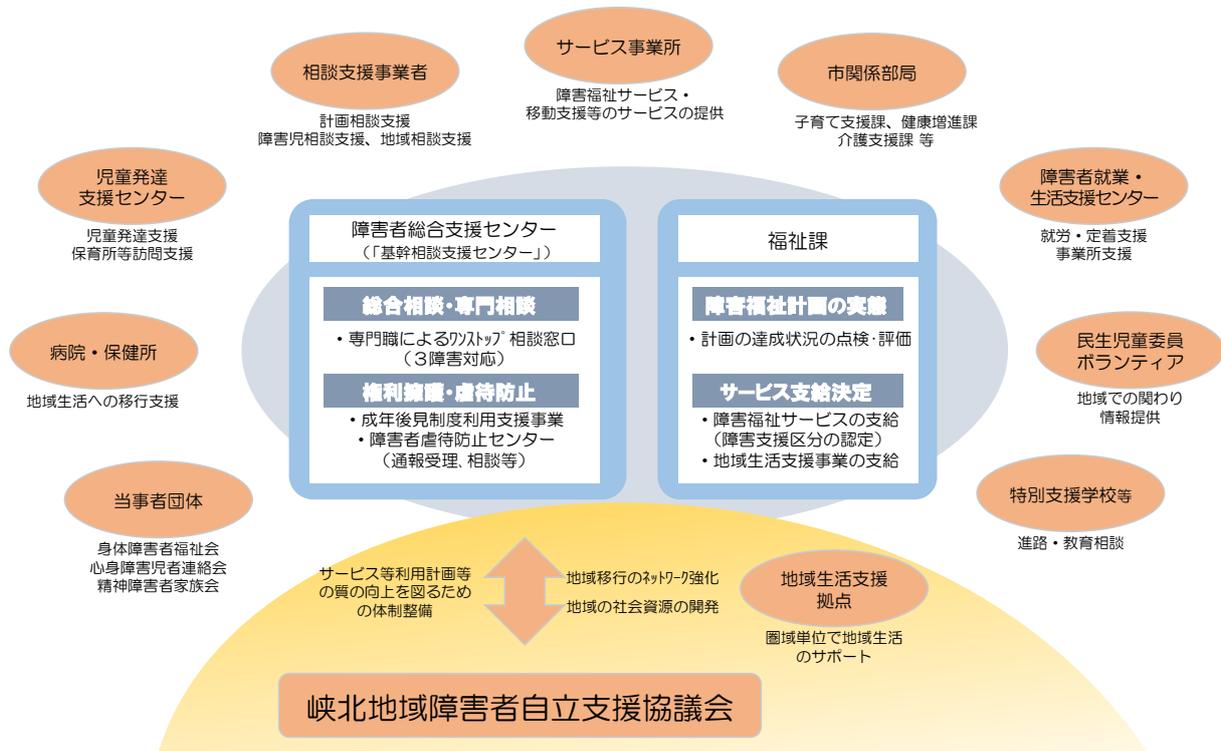
(7) その他計画推進上の留意事項

◆ 障害者虐待防止法・障害者差別解消法への取組について

「障害者虐待防止法」は、障害者等の虐待を防止することで、その権利擁護を図るために、平成24年10月に施行されました。本市では障害者総合支援センター・かざぐるまを「市障害者虐待防止センター」に位置づけ、取組を進めています。

また、「障害者差別解消法」は、障害者差別の解消を推進するため、行政機関等及び事業者等の取組の義務等を定めたもので、平成28年4月から施行されます。本計画に定める各種サービス提供の前提となる共生社会づくりにつながる取組として、本市としても庁内外の体制整備を進めます。

(参考) 北杜市における障害福祉サービス等・相談支援における連携イメージ



第2章 本計画の成果目標の設定

障害者等の自立支援の観点から、「地域生活移行」や「就労支援」といった課題に対応するため、国の基本指針に基づき、平成29年度を目標年度として、次に掲げる事項について数値目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している者のうち、障害者自立訓練等のサービスを利用し、グループホームや一般住宅等に移行する者の目標値を、これまでの本市の実績や実情を踏まえて設定します。

◆ 福祉施設入所者の地域生活への移行に関する目標値

国の基本指針では、当該数値目標の設定にあたっては、平成25年度末時点の福祉施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行するとともに、これにあわせて、平成29年度末の福祉施設入所者数を、平成25年度末時点の福祉施設入所者数から4%以上削減することが基本とされています。

また、第3期計画で掲げた数値目標の未達成割合を上目標値に加える必要があります。

第3期の状況

第3期計画中の実績では、地域生活移行者数は2人(2.7%)であり、入所者については削減に向けて取り組みましたが、4人の増加(5.5%)となりました。本市にある4つの施設に長く入所している方が多く、かつ、新たな入所希望が発生していることから、このような現状となっています。

第4期へ向けて

「地域移行支援」を行う事業所との連携を進めるとともに、サービス提供事業所の増加に向けた働きかけを行います。また、新たに「地域生活支援拠点」形成が見込まれることから、地域における事業所との連携を図り、前期末達成分を合わせて移行が進むよう努めます。

項目	数 値	備 考
平成25年度末 入所者数 (A)	77 人	施設入所支援の利用者数
平成29年度末 入所者数 (B)	65 人	平成29年度末時点の見込み 【国によるめやす】 61人 ※(C)の【国によるめやす】による割合(20.5%)で計算
入所者 削減見込 (C)	12 人 削減率 (15.6%)	(A) - (B) の値 【国によるめやす】 第4期計画目標 4.0% + 第3期計画未達分 16.5% 20.5%
地域生活 移行者数 (D)	12 人 移行率 (15.6%)	施設入所からグループホーム、家庭復帰等の地域へ移行する者の数 【国によるめやす】 第4期計画目標 12.0% + 第3期計画未達分 11.3% 23.3%

※地域移行支援事業所：市内2か所（平成27年3月現在）

(2) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の数値目標や、その達成のための就労移行支援事業の利用者や事業所ごとの就労移行率について、本市の実績や実情を踏まえて目標値を設定します。

第3期の状況

第3期計画では、一般就労移行者数が8人（目標：7人）、就労移行支援事業利用割合が4%（目標：14%）、就労継続支援事業（A型）利用割合が11%（目標：20%）でした。

全国的に厳しい雇用情勢の中、一般就労移行者が8人にのぼる実績となりました。

※第4期計画では目標設定の方法が変更されています。

第4期へ向けて

市内の就労移行支援事業所と連携を密にとり、引き続き生活安定化に向けた就労移行支援に取り組みます。

◆ 福祉施設から一般就労への移行等に関する目標値

国の基本指針では、目標の設定にあたっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上が望ましいとされています。福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度において一般就労に移行する目標を2人として設定します。

項目	数値	備考
平成24年度の年間一般就労移行者数	1人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
平成29年度の年間一般就労移行者数	2人（2倍）	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数 【国によるめやす】 2倍以上

◆ 就労移行支援事業の利用者数に関する目標値

国の基本指針では、目標の設定にあたり、平成25年度の就労移行支援事業の利用者実績の1.6倍以上が望ましいとされています。しかしながら、本市の就労移行支援事業の状況（利用者・サービス提供事業者）を考慮する中、平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数の同水準を維持すべく、平成29年度において就労移行支援事業を利用する目標を15人として設定します。

項目	数 値	備 考
平成25年度末の 就労移行支援事業 利用者数	15 人	平成25年度末の就労移行支援事業の利用者の数
平成29年度末の 就労移行支援事業 利用者数	15 人 (1.0倍)	平成29年度末の就労移行支援事業の利用者の数 【国によるめやす】 24人(1.6倍)以上

◆ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率に関する目標値

国の基本指針では、目標の設定にあたり、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すものとされています。本市においても就労移行の推進の観点から基本指針に準じた目標を設定します。

項目	数 値	備 考
平成29年度末の 就労移行率3割 以上の事業所割合	5 割	平成29年度末の就労移行支援事業所に占める、就労移行率が3割以上の事業所の割合 【国によるめやす】 5割以上

※就労移行支援事業所：市内4か所（平成27年3月現在）

第3章 本計画における障害福祉サービス・地域生活支援事業等の見込量と確保策

現在の障害者総合支援法によるサービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分類されます。

また、障害福祉サービスの利用にあたって必要な計画の作成支援等を行う相談支援や、児童福祉法に基づいて行われる障害児を対象としたサービスがあります。

以下では、本計画の各年度における各種事業の見込量（活動指標）と確保方策についてまとめます。

（１）障害福祉サービス

■ 障害福祉サービスについて

障害福祉サービスは、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスの3つに分類することができます。

※ 「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」と分類することもあり、それぞれ利用の際のプロセスが異なります。

① 訪問系サービス

ア 居宅介護

◆サービスの内容

障害者等の居宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事や生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

【対象者】

障害支援区分が区分1以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である者

イ 重度訪問介護

◆サービスの内容

重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする方に、居宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事や生活等に関する相談及び助言等の援助や、外出時における移動中の介護を総合的に行います。

【対象者】

重度の肢体不自由者・知的障害者・精神障害者であって常時介護を要する者等

ウ 同行援護

◆サービスの内容

障害者等の外出の際に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。

【対象者】

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等

エ 行動援護

◆サービスの内容

障害者等が行動する際に起こりうる危険を避ける必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護等を行います。

【対象者】

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護が必要な者

オ 重度障害者等包括支援

◆サービスの内容

重度の障害者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。

【対象者】

常時介護を要する障害者等で、意思疎通を図ることに著しい支障がある者のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある者並びに知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する者

◎ サービスの見込量

第3期の状況

第3期計画では、家族等の介助者の高齢化、地域生活への移行の進展等のため、訪問系サービスについては利用者の増加を予想してサービスの見込量を算出しました。伸びは想定よりも下回ったものの、着実に増加する傾向が見られました。

第4期へ向けて

地域生活への移行の進展等によって、障害者の日々の地域での生活を支えるこれらのサービスは、より必要とされることが見込まれるため、訪問系サービスについては引き続き利用者の増加を予想しています。

サービスの一人あたりの利用量は、日常生活への支援という性質上、また、第3期計画中の状況を見る中で、ほぼ同等の利用がなされる見通しです。

よって、全体のサービス量は、人数の伸びにつれての増加を予想しています。

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間分	1,260	1,305	1,350
	人	84	87	90

「時間」：月間のサービス提供時間

「人」：月間の利用人数

◎ 見込量確保のための方策

見込量の確保方策

利用者が増加傾向にあることから、サービス提供事業者の活用や、必要な予算措置など体制の充実に取り組み、本市内や圏域でのサービスのあり方について自立支援協議会へ提言するなどの働きかけを行います。

② 日中活動系サービス

ア 生活介護

◆サービスの内容

障害者支援施設等での入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等の援助と、常時介護が必要な障害者に対して、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談、助言等の日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行います。

【対象者】

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者等

- ・ 障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である者
- ・ 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である者

イ 自立訓練（機能訓練）

◆サービスの内容

障害者支援施設等、または障害者の居宅で、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

【対象者】

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者または難病等対象者

（例）

- ・ 入所施設等の退所、特別支援学校の卒業等の後、地域生活を営む上で、身体機能の維持や回復などの支援が必要な者

ウ 自立訓練（生活訓練）

◆サービスの内容

知的障害または精神障害を有する障害者に対し、障害者支援施設等、または障害者の居宅で、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

【対象者】

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者

（例）

- ・ 入所施設等の退所、特別支援学校の卒業などの後に地域生活への移行等を図る上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な者

エ 就労移行支援

◆サービスの内容

就労を希望し、通常の事業所への雇入が見込まれる65歳未満の障害者に対し、生産活動、職場体験等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等を行います。

【対象者】

就労を希望するものの、単独で就労することが難しいため、就労に必要な知識や技能の習得、または就労先の紹介等の支援が必要な65歳未満の者

あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、きゅう師免許を取得することで就労を希望する者

オ 就労継続支援（A型）

◆サービスの内容

通常の事業所に雇用されることが難しい障害者のうち、適切な支援を受けながら雇用契約等に基づき就労する者で、生産活動等の機会の提供や就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。

【対象者】

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者（利用開始時65歳未満の者）

カ 就労継続支援（B型）

◆サービスの内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていたものの、年齢や心身の状態などの事情で、引き続いて雇用されることが難しくなった者、就労移行支援を利用して通常事業所に雇用されなかった者等に、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

【対象者】

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者

キ 短期入所（ショートステイ）

◆サービスの内容

居家で、障害者等の介護を行う者の疾病等の理由で、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所が必要となった障害者等に対して、当該施設で、入浴、排せつ及び食事の介護を行います。

【対象者】

障害支援区分が区分1以上である障害者、それと同等の状況にある障害児

ク 療養介護

◆サービスの内容

病院において状況に応じた医療対応を要し、常に介護が必要な障害者に対し、主として昼間に病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

【対象者】

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常に介護を必要とする障害者のうち次にあたる者

- ・ 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分6の者
- ・ 筋ジストロフィー患者または重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5以上の者

◎ サービスの見込量

第3期の状況

第3期計画では、「生活介護」「自立訓練（生活訓練）」「就労継続支援」「短期入所」は想定 of 70～90%程度の利用でした。

「就労移行支援」「自立訓練（機能訓練）」の利用は想定 of 20～30%程度でした。就労へ向けた取組を進めるためにこれらの目標は増加傾向で設定しましたが、利用対象が伸びませんでした。「療養介護」のサービス利用は予想を上回りました。

第4期へ向けて

地域生活への移行の進展等によって、障害者の施設利用を通して行われる日中活動を支えるこれらのサービスは必要とされることが見込まれます。

利用対象者の特性やサービス提供体制の現況から、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「療養介護」「短期入所（医療型）」については、期間中の利用者数を一定と見込んでいます。それ以外のサービスについては、それまでの利用状況や今後の見通しから、一定、または一定率の利用者の増加を予想しています。

サービスの一人あたりの利用量は、日中の活動を支援する性質上、また、第3期計画の状況を見る中で、ほぼ同等の利用がなされる見通しです。

よって、全体のサービス量は、上記の人数の動きにつれての増加または横ばいで推移することを予想しています。

項 目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	人日分	2,640	2,760	2,900
	人	132	138	145
自立訓練（機能訓練）	人日分	15	15	15
	人	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	人日分	190	190	190
	人	9	9	9
就労移行支援	人日分	285	285	285
	人	15	15	15
就労継続支援（A型）	人日分	360	396	450
	人	20	22	25
就労継続支援（B型）	人日分	2,224	2,320	2,432
	人	139	145	152
療養介護	人日分	62	62	62
	人	2	2	2
短期入所（福祉型）	人日分	214	250	295
	人	22	26	31
短期入所（医療型）	人日分	2	2	2
	人	2	2	2

「人日」：（月間の利用者数）×（一人一月あたりの平均利用日数）で算出されるサービス量

「人」：月間の利用人数

◎ 見込量確保のための方策

見込量の確保方策

障害者支援施設等を活用した日中活動の充実による生活の豊かさの実現のため、サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、『障害福祉サービス事業所マップ』を活用し、相談支援の機会を通じた情報提供に努めます。また、事業者の動向把握とともに、サービス提供の充実の観点から事業整備への支援等体制の充実に向けて取り組みます。

③ 居住系サービス

ア 共同生活援助

◆サービスの内容

障害者に対し、主として夜間に、共同生活を営むような住居において相談、その他の日常生活上の援助を行います。

【対象者】

障害者

- ・ 身体障害者については65歳未満であること、または65歳に達する前までに障害福祉サービス等を利用したことがあること。

イ 施設入所支援

◆サービスの内容

障害者支援施設に入所する障害者に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【対象者】

- ・ 生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4以上（50歳以上の場合は区分3以上）である者
- ・ 自立訓練または就労移行支援（以下「訓練等」という。）を受けていて、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者、または地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが難しい者等

◎ サービスの見込量

第3期の状況

第3期計画では、「共同生活援助」の利用実績が横ばいで推移した一方、計画値は大幅な増加を見込んでいたため、実績が計画を下回りました。

「施設入所支援」では、入所者の削減に向けて取り組んでいましたが、「第2章 本計画の成果目標の設定 (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行」にあるとおり、従来からの施設利用者の入所の長期化と新規入所者の増加により、平成25年度末では4人の増加となりました。

※ 第3期計画当初において見込んでいた「共同生活介護(ケアホーム)」は、「共同生活援助」に統合されました。

第4期へ向けて

本計画では、地域移行の受け皿として、「共同生活援助」の利用を拡大させるとともに、「施設入所支援」の利用者数を計画的に減らしていきます。

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	人	65	68	71
施設入所支援	人	71	68	65

「人」：月間の利用人数

◎ 見込量確保のための方策

見込量の確保方策

家族等の介助者の高齢化が進むことで、「親亡き後」を視野に入れた自立支援が必要とされています。その体制の中核となるグループホームの整備促進に多様な事業者の参入を促すことや、グループホームを活用した「地域生活支援拠点」の設置へ向けた圏域他市との連携を通じて、サービス体制の確保を図ります。

④ 相談支援

ア 計画相談支援

◆サービスの内容

障害福祉サービスの支給決定のプロセスにおいて、支給決定を行うにあたって、指定した特定相談支援事業所が作成するサービス等利用計画案等を勧案することになっています。また、支給決定または変更決定後の一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。

これにより、サービス等利用計画作成対象者が拡大され、第3期計画において相談支援の提供体制の整備に努めたものの、まだ整備の余地があります。本計画でも、引き続きすべての対象者への実施をめざします。

【対象者】

- ・ 障害福祉サービスの申請もしくは変更の申請を行う障害者等
- ・ 地域相談支援の申請を行う障害者

イ 地域移行支援

◆サービスの内容

施設入所者や精神科病院に入院している者等に対し、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

【対象者】

- ・ 障害者支援施設等または児童福祉施設に入所している障害者等
- ・ 精神科病院に入院している精神障害者

ウ 地域定着支援

◆サービスの内容

居宅において単身等で生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に係る相談等を行います。

【対象者】

- ・ 居宅において単身であるため、緊急時の支援が見込めない障害者
- ・ 家庭の状況等により、同居している家族による緊急時の支援が見込めない障害者

◎ サービスの見込量

第3期の状況

第3期計画では、「計画相談支援」「地域定着支援」の進捗は20%程度、「地域移行支援」についてはほぼ進捗が見られない状況でした。指定相談支援事業所との連携体制にさらなる改善の余地があるものと考えられます。

第4期へ向けて

すべての障害福祉サービス等を利用する方がサービス等利用計画の作成対象になることから、本計画では、事業者との連携を密にする中で「計画相談支援」をはじめとした各種相談支援の提供体制を整備していきます。「地域移行支援」「地域定着支援」については、第3期計画時点に比べて提供事業所が増加したことから、サービス見込量もその分引き上げています。加えて、利用計画の質の向上にも留意していきます。

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	人	34	35	36
地域移行支援	人	4	4	4
地域定着支援	人	4	4	4

「人」：月間の利用人数

- ※ 地域移行支援については、施設入所からグループホームへ移行する者と精神病院入院から地域へ移行する者を想定しています。
- ※ 地域定着支援については、精神病院入院から地域へ移行する者及び居宅において単身で生活する者等を想定しています。

◎ 見込量確保のための方策

見込量の確保方策

各相談支援の実施にあたっては、本市内において計画相談支援を行う指定特定相談支援事業所や、地域移行支援・地域定着支援を行う指定一般相談支援事業所と、障害者相談支援センター「かざぐるま」の専門職員との連携による着実な相談実施が重要であることから、必要な情報の提供や共有、自立支援協議会の事業者部会等で取組趣旨を徹底する等、様々な方策により相談支援の実施拡大に努めます。

(2) 障害児支援

■ 障害児支援について

障害児を対象とした施設・事業については、第3期計画からは根拠規定が児童福祉法に一本化され、通所事業については本市に、入所事業については県に実施主体が一元化されています。設置根拠の変更に伴い、第3期計画では本分野についての量の見込みを立てていませんでしたが、本計画では障害児への総合的な支援の観点から、見込みを立てることになりました。

① 障害児通所支援・障害児相談支援

ア 児童発達支援

◆サービスの内容

児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

【対象者】

未就学児の障害児

イ 医療型児童発達支援

◆サービスの内容

医療型児童発達支援センター、独立行政法人国立病院機構等において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等及び治療を行います。

【対象者】

上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童

ウ 放課後等デイサービス

◆サービスの内容

児童発達支援センター、指定放課後等デイサービス事業所において、放課後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。

【対象者】

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に就学している障害児

エ 保育所等訪問支援

◆サービスの内容

保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設として本市が認めたもの（以下「保育所等」という。）に通う障害児につき、訪問支援員が当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

【対象者】

保育所等に通う障害児

オ 障害児相談支援

◆サービスの内容

障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に心身の状況や環境、障害児または保護者の意向などを踏まえて障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、その利用計画の内容が適切かどうか一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

【対象者】

障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害児の保護者

◎サービスの見込量

第3期の状況

第3期計画では根拠法令の変更でサービス量を見込まない取扱でした。

第4期へ向けて

すべての子どもが健やかに育つような支援を行うため、障害児の育成に係るこれらのサービスは引き続き必要とされます。

利用対象者の特性やサービス提供体制の現況から、「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「保育所等訪問支援」については、期間中の利用者数を一定と見込んでいます。「放課後等デイサービス」については、これまでの利用状況や今後の見通しから、一定数での利用者の増加を予想しています。

サービスの一人あたりの利用量は、これまでの利用状況を見る中で、ほぼ同等の利用がなされる見通しです。

よって、全体のサービス量は、利用人数の動きにつれて横ばい、または増加傾向での推移を予想しています。

項 目	単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	人日分	10	10	10
	人	2	2	2
医療型児童発達支援	人日分	12	12	12
	人	1	1	1
放課後等デイサービス	人日分	300	310	320
	人	30	31	32
保育所等訪問支援	人日分	1	1	1
	人	1	1	1
障害児相談支援	人	10	10	10

「人日」：（月間の利用者数）×（一人一月あたりの平均利用日数）で算出されるサービス量

「人」：月間の利用人数

◎見込量確保のための方策

見込量の確保方策

身近な地域で支援が受けられるよう、また、障害の種別によらない対応を試みながら、障害児一人ひとりの障害特性に応じた専門的な支援が提供できるよう質の確保を図ります。そのために、事業所との連携を図る中、利用者の計画等の共有を含め、円滑な実施に向けた体制を取ります。

② 障害児支援のための計画的な基盤整備

ア 子育て支援に係る施策との連携

障害児支援の体制整備にあたっては、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図る必要があるほか、障害児の早期発見・支援を進めるために、母子保健施策との緊密な連携を図る必要があります。そのために、子育て支援（子育て支援課）・母子保健（健康増進課）担当部局との連携体制を確保していきます。

イ 教育との連携

障害児支援が適切に行われるためには、学校等の教育機関と障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害福祉サービスを提供する事業所等との間での支援が円滑に移行される必要があります。これらの機関や事業者等が緊密な連携を図るとともに、教育委員会等との連携体制を確保していきます。

ウ 県による関連施策との連携

子どもの発達状況は様々であり、保育者にとって専門的な助言が必要な場面が見られます。こうした場合の援助体制として、保育所等訪問支援等の実施体制を整えるにあたっては、県の児童発達支援センター等との連携を図ります。

また、地域における、障害児等への虐待や短期入所や親子入所等への対応のために、障害児入所施設との連携を図ります。

重症心身障害児等の医療的ケアが必要な障害児への対応についても、相互に連携を取りながら進めます。

(3) 地域生活支援事業

■ 地域生活支援事業について

地域生活支援事業は、地域特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施するものです。

① 相談支援事業

◆サービスの内容

障害者等やその保護者などからの相談に応じ、必要な情報を提供し、援助を行うことにより、障害者等の自立した日常生活を支援し、虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行います。

具体的には、障害者総合支援センター・かざぐるま（基幹相談支援センター）において、相談支援専門職員（基幹相談支援センター等機能強化事業により設置する精神保健福祉士を含む）が、障害者等に対して福祉サービスの利用援助、各種支援施策の活用へ向けた助言指導や権利擁護のために必要な援助等を行い、社会生活力を高めるための支援を実施します。

【対象者】

障害者等、または障害者等の介護を行う者

◎ サービスの見込量

第3期の状況

相談支援事業を行う事業所数の増加に努めた結果、事業所数は着実に伸びました。それにより、障害者等が自立した日常生活を営むための支援体制を充実することができました。

第4期へ向けて

既に事業を展開している事業者に加え、新規参入事業者があることを見越して見込みを立てています。
相談や援助の質的向上にも留意し、自立した社会生活を送るために必要なサポートの提供に努めます。

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般相談事業所	箇所数	1	1	1
指定特定相談事業所	箇所数	6	7	8
指定一般相談事業所	箇所数	2	2	2
障害児相談事業所	箇所数	4	4	4
実施箇所数（合計）	箇所数	13	14	15

② 意思疎通支援事業

◆サービスの内容

聴覚障害者等に対し、手話通訳者や要約筆記者・要約筆記奉仕員（以下、「要約筆記者等」という）を派遣し、その意思疎通の円滑化を支援します。
また、手話通訳者を公的機関（福祉課窓口等）へ配置し、聴覚障害者等とのコミュニケーションの円滑化を図り、相談受付及び様々な行政手続の支援を行っています。

【対象者】

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等

◎ サービスの見込量

第3期の状況

平成25年度より、福祉課窓口到手話通訳者を設置し、聴覚障害者等が来庁した際の相談対応や、行政手続き等の支援が強化されました。このことにより、制度周知が進み利用者の増加へとつながりました。

第4期へ向けて

第3期計画を引き継ぎ、同等のペースでの利用件数増を見込んで取り組みます。

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話通訳者・要約筆記者等派遣事業	実利用見込件数	49	53	57
手話通訳者設置数	実設置見込数	1	1	1

③ 日常生活用具給付等事業

◆サービスの内容

障害者等が、日常生活上の便宜を図るための用具等を給付または貸与します。

【対象者】

在宅の障害者等であって、北杜市障害者等地域生活支援事業実施要綱（平成18年北杜市告示第91号）別表第2の「対象者」の欄に掲げる者

◎ サービスの見込量

第3期の状況

従来の利用状況を参考に見込みを立てました。「介護・訓練支援用具」「自立生活支援用具」「在宅療養等支援用具」「排泄管理支援用具」については50%～80%程度の進捗が図られています。「情報・意思疎通支援用具」「住宅改修費」については、計画開始時点の高い実績に基づいて見込みを立てたものの、実際の利用は伸びず、結果としてサービス見込量が過大となりました。

第4期へ向けて

ほとんどの事業でこれまでの取組を参照しながら一定水準の給付件数を見込んでいます。排泄管理支援用具については増加傾向にあることから利用が伸びる見込みを立てています。日常生活を送る上で必要な用具を必要な方に向けて給付できるような支援体制をとります。

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	給付見込件数	5	5	5
自立生活支援用具	給付見込件数	7	7	7
在宅療養等支援用具	給付見込件数	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	給付見込件数	3	3	3
排泄管理支援用具	給付見込件数	828	864	900
住宅改修費	給付見込件数	2	2	2

④ 移動支援事業

◆サービスの内容

屋外での移動が困難な在宅の障害者等について、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動など社会参加のための外出を希望する障害者等に対して支援を行います。

【対象者】

在宅の障害者等であって、次に掲げるいずれかの要件を満たすもの

- ・ 全身性障害または視覚障害による身体障害者手帳を所持している者
- ・ 療育手帳を所持している者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳を所持している者
- ・ 医師により発達に障害があると診断された者

◎ サービスの見込量

第3期の状況

延べ利用時間数は当初見込みの80%程度の水準で着実に伸びており、実利用者の伸びは見込みとほぼ同等でした。移動手段が限られる方に外出の機会を多く提供することができました。

第4期へ向けて

第3期と同等のペースで利用者が伸びるものと見込み、公共交通機関が不便な本市内での自立した地域生活の支援につなげます。

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
移動支援事業	実利用見込者数	105	107	109
	延利用見込時間数	5,460	5,564	5,668

⑤ 日中一時支援事業

◆サービスの内容

障害者等の日中における活動の場（施設における預かり・見守り）を確保し、障害者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族（介護者等）の一時的な負担軽減を図ります。

【対象者】

次に掲げるいずれかの要件を満たすもの

- ・ 常時介護を要する身体障害者手帳1級または2級を所持している者
- ・ 療育手帳を所持している者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳を所持している者
- ・ 医師により発達に障害があると診断された者

◎ サービスの見込量

第3期の状況

障害を持つ未就学児の利用が多く、介護する保護者の就労支援や一時的な休息へのニーズが表れました。

第4期へ向けて

第3期と同様のペースで利用者が伸びるものと見込み、ニーズへの対応体制の確保に努めます。

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援事業	実利用見込者数	71	72	73
	延利用見込時間数	14,910	15,120	15,330

⑥ 地域活動支援センター事業

◆サービスの内容

障害者総合支援センター・かざぐるまにおいて、地域の障害者等に対して、日中活動の場や居場所を提供することにより、支援員・地域住民ボランティアとの様々な活動の実践を通じた、地域生活の支援を行います。

【対象者】

どの障害者等でも利用可

◎ サービスの見込量

第3期の状況

「障害者総合支援センター・かざぐるま」の周知が進むとともに利用が伸びました。当初見込みを上回る利用が見られ、障害者等の地域生活支援の促進が図られました。

第4期へ向けて

第3期と同等のペースで利用者が伸びるものと見込み、着実な事業実施を通して、障害者の創作的活動、生産活動の機会を提供します。

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター事業 (市内分)	箇所数	1	1	1
	実利用見込者数 (登録人数)	52	54	56
地域活動支援センター事業 (市外分)	箇所数	1	1	1
	実利用見込者数 (登録人数)	3	3	3

⑦ 生活サポート事業

◆サービスの内容

最長3か月を限度とし、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を行います。

【対象者】

障害者総合支援法の規定による介護給付費の支給決定手続きにより「非該当」となり、家事に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたす恐れがあると市長が認めた障害者等

◎ サービスの見込量

第3期の状況

想定される利用者が限定されることから、第2期以来、第3期も利用実績はありませんでした。

第4期へ向けて

利用が必要な場面は限定されますが、想定するニーズが発生した時点で必要な支援が行えるような体制をとります。

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活サポート事業	実利用見込者数	1	1	1

⑧ 身体障害者自動車運転免許取得費助成事業

◆ サービスの内容

就労等社会参加を促進することを目的とし、身体障害者が自動車運転免許を取得する際に、取得費用の一部を助成します。

【対象者】

次の各号のいずれにも該当する障害者等

- ・ 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第23条の規定による適正試験に合格した者
- ・ 身体障害者手帳の等級が1級または2級の者（ただし、体幹機能障害にあっては3級以上、下肢機能障害にあっては4級以上の者）

◎ サービスの見込量

第3期の状況

第3期計画期間中の利用実績はありませんでした。

第4期へ向けて

障害者等に就労をはじめとした社会参加の手段を提供する事業であり、これまでの取組を参照しながら最低限の見込みを立て、必要な方に必要な支援が行えるような体制をとります。

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自動車運転免許取得費助成事業	実利用見込者数	1	1	1

⑨ 身体障害者自動車改造費助成事業

◆サービスの内容

社会参加を促進することを目的として、障害者等が就労等のために自ら所有し、運転する自動車の操行装置、駆動装置を改造する際、費用の一部を助成します。

【対象者】

次の各号のいずれにも該当する障害者等

- ・ 上肢機能障害及び体幹機能障害1級若しくは2級を所持している者または下肢機能障害3級以上の身体障害者手帳を所持している者
- ・ 主たる生計維持者の前年の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3章に規定する特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

◎ サービスの見込量

第3期の状況

平成24年度は計画通りの利用がありましたが、平成25年度の実績はありませんでした。

第4期へ向けて

重度身体障害者の社会参加の促進につながる事業であり、これまでの取組を参照しながら見込みを立て、必要な方に必要な支援が行えるような体制をとります。

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自動車改造費助成事業	実利用見込者数	3	3	3

⑩ 成年後見制度利用支援事業

◆サービスの内容

判断能力が十分でない知的障害者、精神障害者であって、成年後見制度を利用する場合に申立人がいない場合には、市長が代わって申し立てを行います。また、この制度の利用にあたって必要な費用の負担が困難な方については、申し立てに要する経費及び後見人等の報酬を助成します。

【対象者】

申立人がいない場合、または申し立てに要する費用や後見人等の報酬の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある障害者等

◎ サービスの見込量

第3期の状況

新規事業として取組を開始しましたが、期間中の利用実績はありませんでした。

第4期へ向けて

障害者等の権利擁護のために必要であり、適切な支援が行えるようニーズを把握する中、利用者の側に立った取組を進めます。

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	実利用見込者数	3	3	3

⑪ 訪問入浴サービス事業

◆サービスの内容

在宅での入浴に支障がある身体障害者に対して、訪問入浴を実施します。

【対象者】

介護保険法に基づく訪問入浴介護を受けることができず、自宅で入浴することが困難な65歳未満の身体障害者、身体障害児

◎ サービスの見込量

第3期の状況

一定の利用ニーズに対して事業展開がなされ、障害者等の心身機能の維持を図ることができました。

第4期へ向けて

これまでの取組を参照しながら見込みを立て、必要な方に必要な支援が行えるような体制をとります。

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴サービス事業	実利用見込者数	1	1	1

⑫ 手話奉仕員養成研修事業

◆サービスの内容

聴覚障害のある方との交流活動の促進や、本市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

【対象者】

市民一般

◎ サービスの見込量

第3期の状況

第3期計画には見込は立てていませんでしたが、社会福祉協議会と連携しながら事業実施し、受講ニーズの高い研修となりました。

第4期へ向けて

障害者等とのコミュニケーションの促進のために必要なため、さらなる啓発とともに養成研修に取り組みます。

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話奉仕員養成研修事業	修了見込者数	20	20	20

⑬ その他の地域生活支援事業

次に掲げる地域生活支援事業は、量の見込みは立てないものの、着実な実施・継続へ向けて取り組みます。

ア 理解促進研修・啓発事業

◆サービスの内容

障害者等が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行うものです。

本市では、地域活動支援センター事業への参加ボランティアを養成する講座や、ボランティアフォローアップ研修を開講しています。

地域活動支援事業を担うボランティアが増加することで、障害者の創作活動が促進され、障害者福祉の増進につながっています。

【対象者】

市民一般

イ 自発的活動支援事業

◆サービスの内容

障害者等、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援するものです。本市では、精神障害者とその家族及び地域住民との交流により精神障害に対する理解を深めることで、住みよい地域をつくることを目的とした「ほかほかハートまつり」を開催しています。こうしたイベント開催を障害者と地域住民がともに担うことは、共生社会の実現につながることから、引き続き実施していきます。

【対象者】

障害者とその家族、市民一般

ウ 成年後見制度法人後見支援事業

◆サービスの内容

成年後見制度における法人後見活動（社会福祉法人などの法人が成年後見人等に就任すること）が円滑に行われるための支援を行います。（本市では、平成29年度までの実施を目指します。）

【対象者】

障害者に係る法人成年後見人となる法人

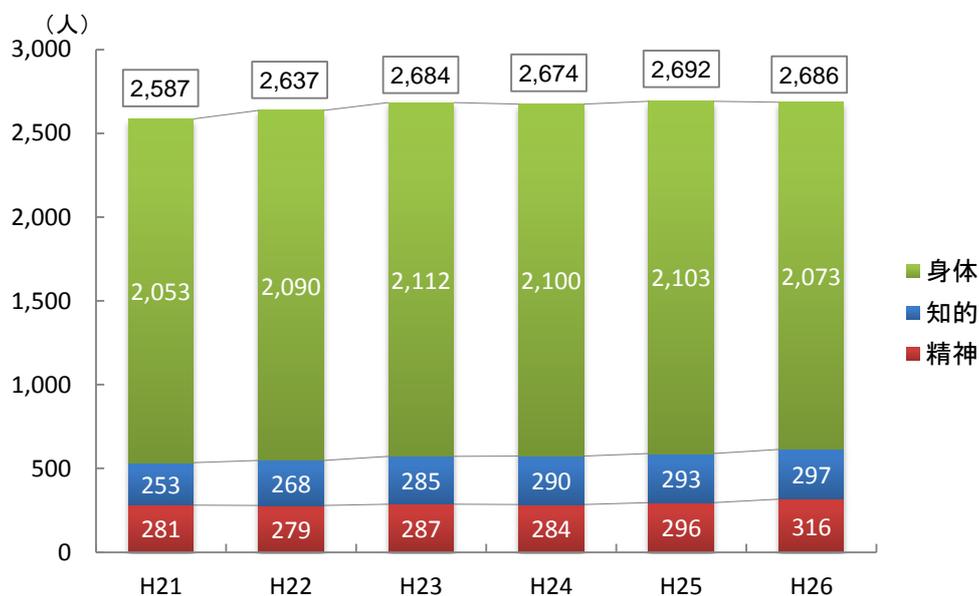
第4章 障害者等の現状

(1) 障害者手帳取得者数の推移

障害者手帳（身体・療育・精神）を取得している障害者数は、平成26年4月1日時点で2,686人であり、最近時はほぼ横ばい傾向にあります。

※ 転出、死亡者等の異動があったにもかかわらず、手帳の返還がなされていないケースを含みます。

障害者手帳取得者数の年次推移



資料：各年4月1日付

(単位：人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
身体	2,053	2,090	2,112	2,100	2,103	2,073
知的	253	268	285	290	293	297
精神	281	279	287	284	296	316
合計	2,587	2,637	2,684	2,674	2,692	2,686

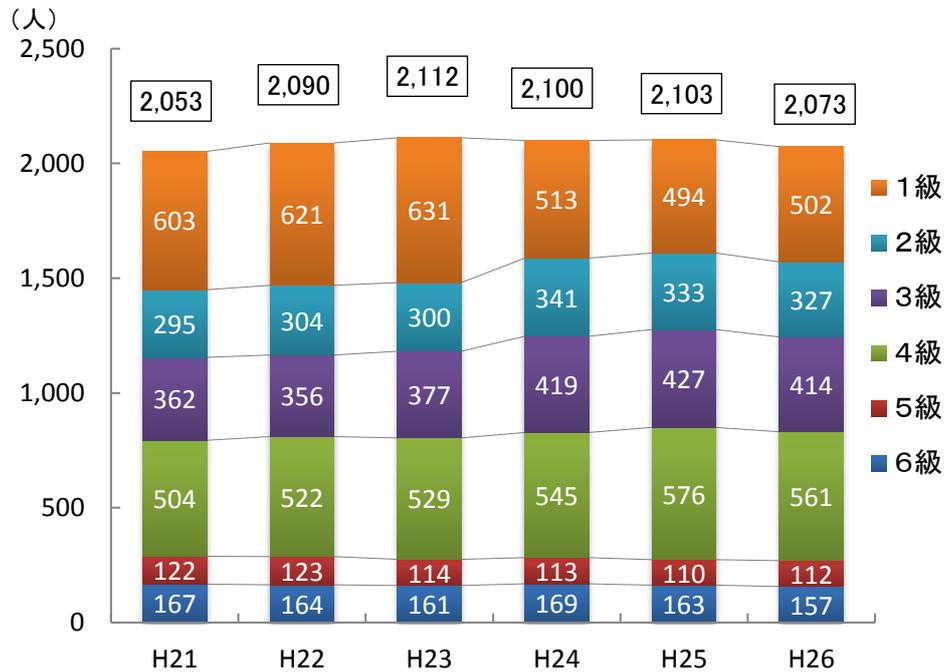
(2) 障害別・等級別障害者の状況

① 身体障害者

身体障害者手帳取得者は、3級と4級が合計で5割弱、1級と2級が同約4割を占めています。

障害種類では「肢体不自由」が約半数を占めており、年齢別にみると、65歳以上の高齢者が全体の7割以上を占めています。

身体障害者手帳取得者の等級別年次推移

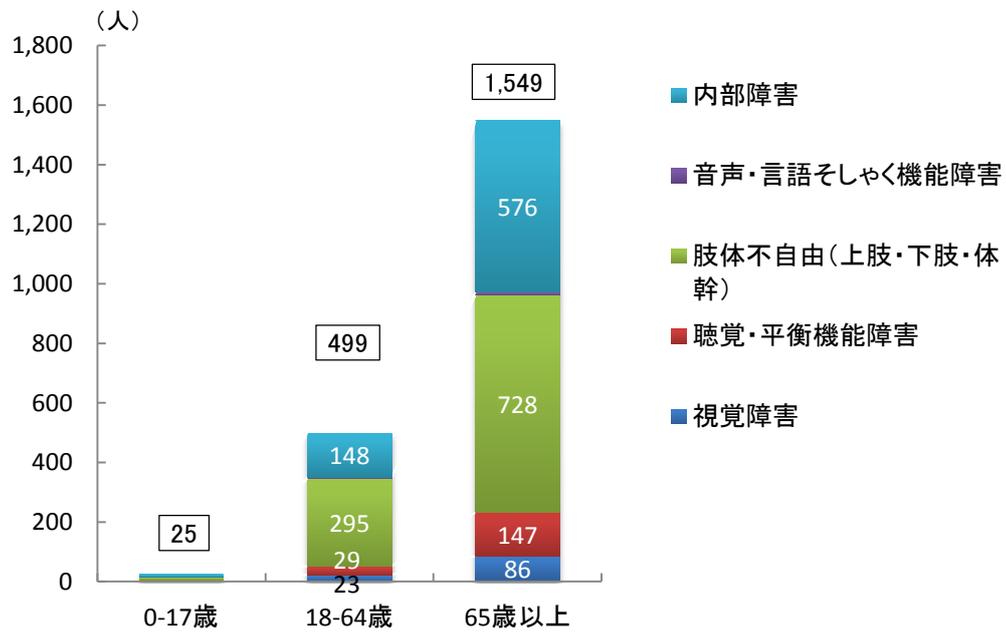


資料：各年4月1日付

(単位：人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
1級	603	621	631	513	494	502
2級	295	304	300	341	333	327
3級	362	356	377	419	427	414
4級	504	522	529	545	576	561
5級	122	123	114	113	110	112
6級	167	164	161	169	163	157
合計	2,053	2,090	2,112	2,100	2,103	2,073

身体障害者手帳取得者の年齢別障害種類（平成26年4月）



資料：H26.4現在

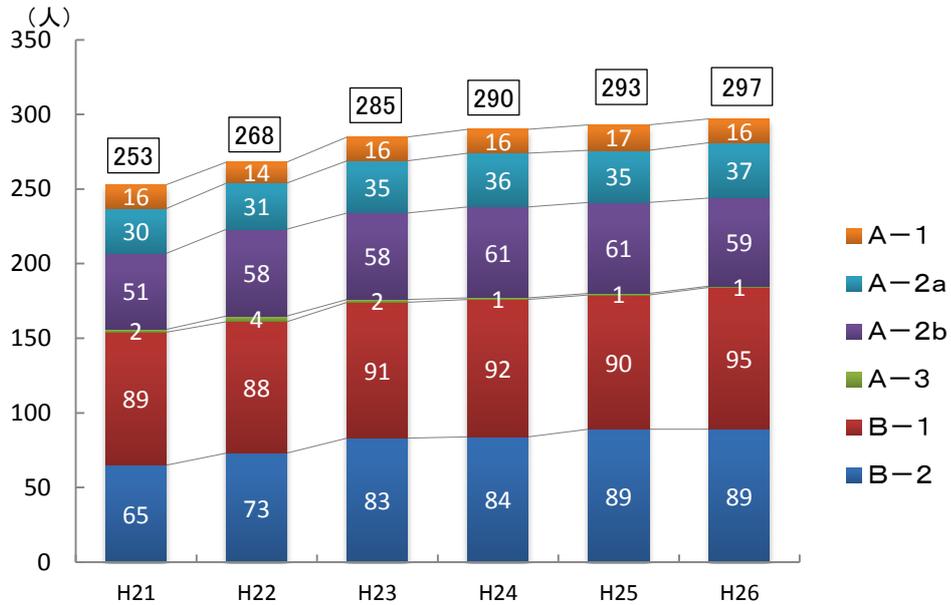
（単位：人、重複あり）

	0-17歳	18-64歳	65歳以上
内部障害	8	148	576
音声・言語そしゃく機能障害	0	4	12
肢体不自由(上肢・下肢・体幹)	11	295	728
聴覚・平衡機能障害	6	29	147
視覚障害	0	23	86
合計	25	499	1,549

② 知的障害者

療育手帳取得者は、B-1、B-2など、比較的軽度の方が6割を占めています。平成23年までは増加傾向がみられましたが、平成24～26年では横ばいとなっています。

療育手帳取得者の程度別年次推移



資料：各年4月1日付

(単位：人)

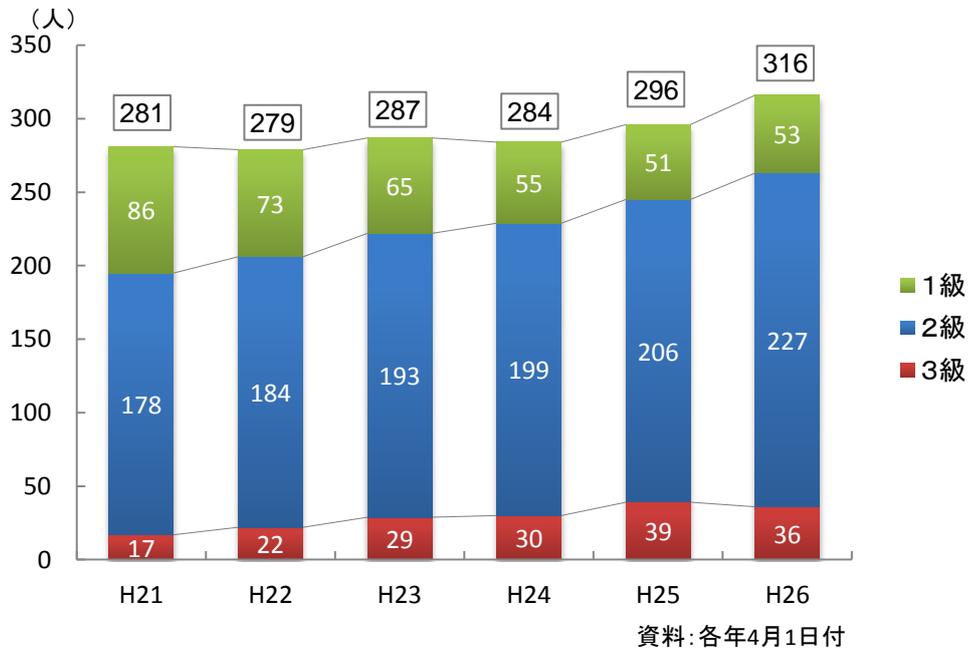
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
A-1	16	14	16	16	17	16
A-2a	30	31	35	36	35	37
A-2b	51	58	58	61	61	59
A-3	2	4	2	1	1	1
B-1	89	88	91	92	90	95
B-2	65	73	83	84	89	89
合計	253	268	285	290	293	297

③ 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳取得者は、平成25年から増加傾向がみられます。

自立支援医療（精神通院医療）受給者証取得者は、平成24年4月時点では500人を下回ったものの再び増加しています。

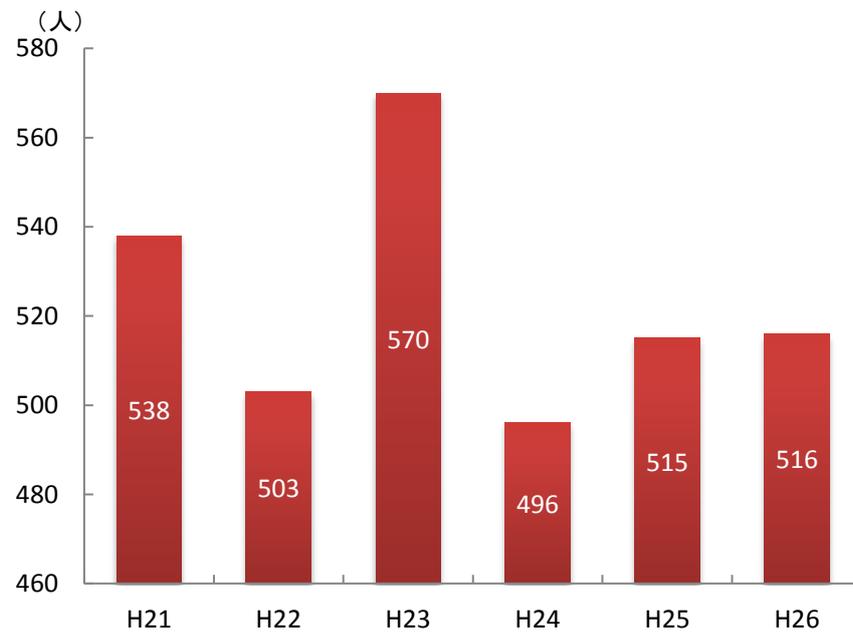
精神障害者保健福祉手帳取得者の等級別年次推移



(単位：人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
1級	86	73	65	55	51	53
2級	178	184	193	199	206	227
3級	17	22	29	30	39	36
合計	281	279	287	284	296	316

自立支援医療（精神通院医療）受給者証取得者の年次推移



資料:各年4月1日付

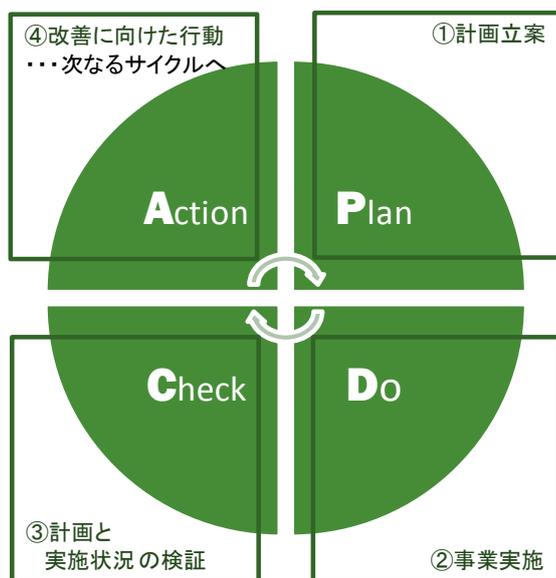
(単位:人)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
精神通院医療	538	503	570	496	515	516

第5章 PDCA(※)サイクルに基づく定期的な状況把握と対策の実施

本計画は、障害者等の生活に密接に関連する障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進するものであるため、関係機関の連携のもと、目標や事業量についての進捗を確認しつつ、着実に取組を進めていく必要があります。

そのため、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には随時対応し、必要があれば本計画の見直しを実施します。なお、この見直し後の計画についても計画期間は平成29年度までとします。



※PDCA（ピーディーシーイー）サイクル：業務の過程を管理する手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善することをめざすもの。

資料編

用語一覧集

(1) 障害福祉サービス

①訪問系サービス

名称	内容
居宅介護	居宅で、入浴及び排せつ、食事などの介護のほか、通院の介助及び家事の援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で、常に介護が必要な方に、居宅で入浴及び排せつ、食事などの介護や外出時の移動の介護を行います。
同行援護	視覚障害により移動に困難を有する方に、外出時に同行して移動の補助や必要な情報提供を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で、常に介護が必要な方に、行動するとき必要な援護や外出時の移動の介護を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方の中でも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を、利用者の必要に応じて組み合わせ、計画に基づいて包括的に支援します。

②日中活動系サービス

名称	内容
生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行い、また、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

名称	内容
就労移行支援	就労を希望する方に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
短期入所 (ショートステイ)	居宅で、介護を行う方が病気などの場合、短期間、施設で入浴、排せつ、食事の介護を行います。
療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をを行います。

③居住系サービス

名称	内容
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む方に、住居において相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

④相談支援

名称	内容
計画相談支援	障害者の心身の状況等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成やその後の評価を行います。
地域移行支援	入所している障害者、または精神科病院に入院している精神障害者に対し、地域生活への移行を支援します。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者等に対し、緊急時の相談等に対応します。

(2) 障害児支援

○障害児通所支援・障害児相談支援

名称	内容
児童発達支援	障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体に不自由がある児童に支援や治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児に放課後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児に対し障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
障害児相談支援	障害児の心身の状況や生活環境等を勘案し、障害児通所支援サービスに係る利用計画の作成やその後の評価を行います。

(3) 地域生活支援事業

名称	内容
相談支援事業	障害者等やその保護者からの相談に応じ、必要な情報を提供します。また、虐待の防止と早期発見のための関係機関との連絡調整等その他必要な援助を行います。
意思疎通支援事業	聴覚障害者に対し、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を支援します。 また、手話通訳者を公的機関（福祉課窓口等）へ配置し、聴覚障害者とのコミュニケーションの円滑化を図り、相談受付や様々な行政手続の支援を行います。
日常生活用具給付等事業	自立生活支援用具等を給付又は貸与します。
移動支援事業	屋外での移動に困難がある方に、外出のための支援を行います。
日中一時支援事業	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族などの、日常的に介護を行っている人の就労支援や、一時的な休息を確保します。
地域活動支援センター事業	障害者等に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の機会を供与し、地域生活の促進を図ります。
生活サポート事業	ホームヘルパー等を居宅に派遣し、生活支援や家事援助を行います。
身体障害者自動車運転免許取得費助成事業	就労等社会参加のために自動車運転免許を取得する際、取得費用の一部を助成します。
身体障害者自動車改造費助成事業	就労等社会参加のために自ら所有する自動車を改造する際、改造費用の一部を助成します。
成年後見制度利用支援事業	成年後見を受けるにあたり申立人がいない場合、市長が代わって行います。また、この制度を利用するための経費を負担できない場合、必要経費を助成します。
訪問入浴サービス	在宅での入浴に支障がある身体障害者に対して、訪問入浴を実施します。
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。
理解促進研修・啓発事業	障害者等に対する理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民へ働きかけを行います。
自発的活動支援事業	障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う交流会や、ボランティア等の活動に対する支援を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動（社会福祉法人などの法人が成年後見人等に就任すること）を行う団体の体制整備などへ向けた支援を行います。

北杜市障害福祉計画（第4期計画）策定経緯

1. 平成26年5月29日（木） 策定委員会（第1回）
 - ① 策定委員の委嘱
 - ② 障害福祉計画（第4期計画）の概要等について
 - ③ その他

2. 平成26年8月21日（木） 策定委員会（第2回）
 - ① 北杜市の障害者等の状況、第3期計画の実績及び評価について
 - ② 北杜市障害福祉計画（第4期計画）の素案に向けて
 - ③ その他

3. 平成26年11月19日（水） 策定委員会（第3回）
 - ① 北杜市障害福祉計画（第4期計画）の素案について
 - ② 今後のスケジュールについて
 - ③ その他

4. 平成26年12月22日（月） 北杜市聴覚障害者協会からの意見聴取

5. 平成27年1月5日（月）～1月30日（金） パブリックコメントの募集

6. 平成27年1月21日（水） 峡北地域障害者自立支援協議会からの意見聴取

7. 平成27年2月18日（水） 策定委員会（第4回）
 - ① 意見聴取等の結果報告について
 - ② 北杜市障害福祉計画（第4期計画）の最終案について
 - ③ その他

北杜市障害者計画・障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成23年4月20日

告示第45号

改正 平成25年3月25日告示第37号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に基づき、北杜市障害者計画・障害福祉計画(以下「計画」という。)の策定等を行うため、北杜市障害者計画・障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、市長に意見を述べることができる。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、10人以内をもって組織する。
2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係障害福祉団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

(役員)

第5条 委員会に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 会議は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉課で行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年5月1日から施行する。

(最初に開かれる会議の招集)

2 この告示の施行の日以降最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成25年3月25日告示第37号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

北杜市障害福祉計画（第4期計画）策定委員会委員名簿

（順不同・敬称略）

氏名	役職名等	委員会役職
古屋 克巳	北杜市精神障害者家族会 会長	会長
里見 達也	帝京学園短期大学 准教授	副会長
小池 達也	北杜市社会福祉協議会 介護支援課長	
小松 二三子	北杜市心身障害児者連絡会 会長	
大塚 壽	北杜市身体障害者福祉会	
坂本 誠	障がい者就業・生活支援センター	
石井 理恵子	社会福祉法人緑樹会グリーンヒルホーム 施設長	
河野 めり子	NPO 法人キッズステーション 代表	
藤巻 努	当事者	
古谷 美香	山梨県立あけぼの医療福祉センター	

北杜市障害福祉計画（第4期計画）

平成27年度～29年度

発行日 平成27年3月

発行 北杜市 福祉課

山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地1

TEL 0551-42-1334

FAX 0551-42-1125